

# 腐食環境下下水道管路施設点検調査業務委託（第 25-106 号）

## 標準仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、熊本市上下水道局維持管理部下水道維持課が委託する腐食環境下下水道管路施設点検調査業務委託（第 25-106 号）に適用する。

### 2. 委託目的

本委託は、腐食環境下にある下水道管路施設の劣化及び破損の有無等を把握することを目的とするもの。

### 3. 委託内容

- （1）本委託に関する内容については、本書及び腐食環境下下水道管路施設点検調査業務委託（第 25-106 号）特記仕様書のとおりとする。
- （2）本委託の履行場所は、位置図に示す公共下水道処理区域内の該当する熊本市内一円とする。（調査箇所：別添一覧表）

### 4. 建設業退職金共済制度の推進について

建設業退職金共済制度の普及徹底を推進するため、本委託においては、業務完成検査に際して、対象労働者（被共済者）の共済手帳への建設業退職金共済証紙貼付実績に係る報告書を作成し、調査職員へ提出すること。報告書の様式は調査職員の指示に従うこと。

### 5. 提出書類

- （1）受託者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、作業に着手すること。
  - ① 着手届
  - ② 管理技術者等通知書
  - ③ 工程表
  - ④ 緊急連絡届
  - ⑤ 業務計画書
  - ⑥ 酸素欠乏危険作業主任者届
- （2）提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- （3）受託者は、調査完了後、次の書類を提出すること。
  - ① 業務完了通知書
  - ② 実施工程表
  - ③ 成果品

## 6. ワンデーレスポンスの実施について

- (1) 本委託はワンデーレスポンスの対象業務である。ワンデーレスポンスとは、受託者から書面による協議等に対して、調査員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受託者と協議のうえ、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。
- (2) ワンデーレスポンスは、「公共工事にかかるワンデーレスポンス実施の手引き（案）」に基づき実施する。
- (3) 受託者は作業現場において諸問題が発生した場合、原因を整理したうえで速やかに調査員へ報告すること。ただし、やむを得ない緊急の場合はこれによらないものとするが、速やかに書面を作成するものとする。

## 7. 完了検査

本委託の完了検査は、工期内（令和8年3月31日）までに完了するものとする。

# 腐食環境下水道管路施設点検調査業務委託（第 25-106 号）

## 特記仕様書

### 第1章 総 則

#### 1. 点検調査範囲

（1）～（3）の管渠、マンホールを点検調査範囲とする。

- （1）中継ポンプ場圧送先
- （2）マンホールポンプ圧送先
- （3）伏せ越し下流部

#### 2. 点検調査内容

##### （1）管渠

マンホールに接続されている管渠内部を管口カメラにより、腐食状況、堆積状況、破損箇所を点検し、詳細調査（管渠洗浄、TV カメラ、潜行目視）の必要性があるかを判定し、所定の調査表に記入すること。

##### （2）マンホール

蓋、足掛け金物の状況、マンホール内部の破損、腐食状況を点検し、所定の調査表に記入すること。

#### 3. 一般事項

（1）受託者は、業務計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に調査職員に提出した上で、作業に着手すること。

##### （2）調査時間、調査範囲等

昼間作業は、通常 8：30～17：30（準備・後片づけを含む）、夜間作業は、21：00～6：00（準備・後片づけを含む）とするが、道路使用許可条件を厳守して実施すること。

（3）騒音規正法、振動規正法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（4）受託者が調査職員の指示に反して、作業を続行した場合及び調査職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

（5）作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。

（6）作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

##### （7）異常時の処置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに調査職員に報告し、指示を受けること。  
この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

#### 4. 報 告 書

- (1) 調査結果は、別添調査表及び調査判定基準及び緊急度判定基準、診断基準をもとに報告書を作成し、提出すること。

なお、定めのない様式を使用する場合には発注者と協議を行い、承諾を得ること。

- (2) 調査結果をテレビモニターから DVD 等に収録する場合は、解像度が下がらないようにして変換収録を行うこと。

なお、提出する DVD 等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等をタイプ表示すること。

- (3) 提出する成果品は、図書と電子データを納品する。

電子データについては、報告書の他に、調査した結果（1 スパンごと）を調査職員が指定する形式に保存（エクセル）すること。

①調査報告書

②調査箇所全体図面（調査路線図、不良箇所位置図〔管渠〕）

③不良箇所写真帳

④調査映像（DVDまたは外付けHDD等）

⑤その他調査職員の指示するもの

⑥各種電子データ

#### 5. その他

- (1) 圧送管吐出箇所の調査時は、調査職員と協議し、ポンプ場運転管理者との調整を行い、安全を確保した上で調査を行うこと。

- (2) 受託者は、仕様書に明記されていない事項及び現場作業において、疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、指示を受けなければならない。

#### 6. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則、その他関連法規等を遵守しなければならない。

1. 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規

2. 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規

3. 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規

5. 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年法律第 42 号) 及び同法関連法規

- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

#### 7. 官公署への手続き

受託者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に、業務に必要な道路使用、交通の制限

等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

## 8. 現場体制

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに現場代理人、並びに TV カメラ調査の技術及び経験を有する管理技術者を定めるとともに、現場に管理技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。なお、管理技術者は（公社）日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理主任技士または下水道管路管理専門技士（調査部門）のいずれかの資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的な管理を行わなければならない。
- (4) 受託者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。
- (5) 作業標示板は、道路工事現場における標示施設等の設置基準に基づき設置すること。

## 9. 再委託の届出

- (1) 受託者は、業務の一部を再委託する場合、着手に先立ち、再委託届書を提出すること。作業期間中に再委託業者を変更する場合も同様である。
- (2) 作業の実施にあたって、著しく不相当であると認められる再委託業者は、交代を命ずることがある。この場合は、受託者は、ただちに必要な措置を講じること。

## 10. 地先住民等との協調

- (1) 作業着手前に履行場所周辺の家屋や店舗などに対し、周辺住民への周知徹底を図ること。夜間作業を実施する場合は、作業員の不必要な大声の禁止、建設機械の騒音の低減等に努めなければならない。
- (2) 受託者は地先住民等からの要望、もしくは地先住民等との交渉があった時は、遅滞なく調査職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。  
なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受託者がその責任を負うこと。

## 11. 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに調査職員に報告し、その指示

を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。

- (2) 受託者は、作業にあたり、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。
- (3) 委託に係る賠償責任保険等に参加し、本委託の契約後、速やかに証券等の写しを調査職員に提出すること。

## 1 2. 調査作業記録写真

受託者は、次の各号に従って、調査記録写真を撮影し、調査完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、調査記録写真帳に整理し、完了届に添付して調査職員に提出すること。

- (1) 撮影は、調査現場 1 箇所に対して、保安施設の状況、管口カメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、調査職員が指定する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、路線番号、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。
- (4) 写真撮影はデジタルカメラを使用し、保存するファイルの種類はJPEG形式とする。  
また、保存する解像度は 300dpi で最低画像サイズは 1600×1200、必要画素数 200 万以上を確保すること。  
保存するデータ名はマンホール番号を付けて整理すること。

## 1 3. ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

## 第2章 安全管理

### 1. 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。(局地的な大雨に対する下水道管きょ内工事等安全対策の手引き参照)
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

### 2. 安全教育

- (1) 受託者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

### 3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょなどに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。  
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、調査職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 下水道管渠内作業を行う場合には、「下水道維持管理指針 総論編マネジメント編-2014年版」(平成26年9月(公社)日本下水道協会)第3章第4節、「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」(平成14年4月下水道管きょ内作業の安全管理委員会)等に基づき、硫化水素中毒対策として、現地の状況を把握するとともに適切な防止措置を取ること。
- (4) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス、熱中症患者などが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、調査職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (5) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導警備員を配置すること。

#### 4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、下水道施設調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を調査職員に提出すること。

#### 5. その他

- (1) 受託者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに調査職員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

# 管口カメラ調査 判定基準

表10.2.7 調査判定基準【硬質塩化ビニル管】

| 評価<br>全体の<br>スパン | ランク          |                  | A    | -        | -        |
|------------------|--------------|------------------|------|----------|----------|
|                  | 項目           | 適用               |      |          |          |
|                  | 上下方向<br>のたるみ | 管きょ内径<br>800mm以下 | 内径以上 | 内径の1/2以上 | 内径の1/2未満 |

|                                      | ランク               |                       | a                     | -                     | -                     |
|--------------------------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|                                      | 項目                |                       |                       |                       |                       |
| 管<br>一<br>本<br>ご<br>と<br>に<br>評<br>価 | 管の破損及び<br>軸方向クラック | 亀甲状に割れている             | —                     | —                     | —                     |
|                                      |                   | 軸方向のクラック              |                       |                       |                       |
|                                      | 管の円周方向<br>クラック    | 円周方向のクラックで<br>幅:5mm以上 | 円周方向のクラックで<br>幅:2mm以上 | 円周方向のクラックで<br>幅:2mm未満 | 円周方向のクラックで<br>幅:2mm未満 |
|                                      | 管の継手ズレ            | 脱却                    | 接合長さの1/2以上            | 接合長さの1/2未満            | 接合長さの1/2未満            |
|                                      | 偏 平               | たわみ率15%以上の偏平          | たわみ率5%以上の偏平           | たわみ率5%以上の偏平           | —                     |
|                                      | 変 形 ※<br>(内面に突出し) | 本管内径の<br>1/10以上内面に突出し | 本管内径の<br>1/10未満内面に突出し | 本管内径の<br>1/10未満内面に突出し | —                     |
|                                      | 浸 入 水             | 噴き出ている                | 流れている                 | 流れている                 | にじんでいる                |
|                                      | 取 付 け 管 の 突 出 し 注 | 本管内径の1/2以上            | 本管内径の1/10以上           | 本管内径の1/10以上           | 本管内径の1/10未満           |
|                                      | 油 脂 の 付 着 注       | 内径の1/2以上閉塞            | 内径の1/2未満閉塞            | 内径の1/2未満閉塞            | —                     |
|                                      | 樹 木 根 侵 入 注       | 内径の1/2以上閉塞            | 内径の1/2未満閉塞            | 内径の1/2未満閉塞            | —                     |
|                                      | モ ル タ ル 付 着 注     | 内径の3割以上               | 内径の1割以上               | 内径の1割以上               | 内径の1割未満               |

※ 材料の白化が伴う変形はaランクとする。

注 取付け管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

※管口からの直視映像の為、正確な判定まではできないので、異常が有るか無いかの判断とし、緊急性のある分に関しては、別に判断する。

管口テレビカメラ調査票

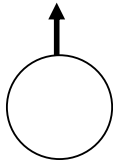
調査No.

|          |  |           |  |       |            |
|----------|--|-----------|--|-------|------------|
| 処理区・調査区分 |  | 調査日       |  | 調査会社  |            |
| 図面番号     |  | 道路種別・占用位置 |  |       |            |
| 人孔番号     |  | 人孔深       |  | 調査箇所数 | 下流側<br>上流側 |

| 調査項目 | 調査内容       | 調査結果       |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  | 備 考                                                                                     |
|------|------------|------------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|      |            | 流入方向       | 下流側 |         | 上流側 |         | 上流側 |         | 上流側 |         | 上流側 |         |  |                                                                                         |
|      |            | 管種・管径      |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 結果         | 異状数 | 緊急(A,a) | 異状有 | 緊急(A,a) | 異状有 | 緊急(A,a) | 異状有 | 緊急(A,a) | 異状有 | 緊急(A,a) |  |                                                                                         |
| 管渠内部 | スパン項目の評価   | 1) 管の腐食    |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 2) たるみ・蛇行  |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      | 管一本ごとの評価項目 | 3) 管の破損    |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 4) 管のクラック  |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 5) 管の継手スレ  |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 6) 浸入水     |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 7) 取付管の突出し |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 8) 油脂の付着   |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 9) 樹木根侵入   |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 10) モルタル付着 |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 11) 偏平・変形  |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 12) 堆積物    |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  |                                                                                         |
|      |            | 13) その他    |     |         |     |         |     |         |     |         |     |         |  | <input type="checkbox"/> 異物<br><input type="checkbox"/> パッキン <input type="checkbox"/> 他 |

|        |                      |    |   |   |   |   |   |     |
|--------|----------------------|----|---|---|---|---|---|-----|
| 調査後の対応 | 対応方法                 |    |   |   |   |   |   | 備 考 |
|        | ①緊急対応<br>(Aもしくはaランク) | 必要 | - | - | - | - | - |     |
|        | ②詳細調査                | 必要 | - | - | - | - | - |     |
|        | ③管内清掃                | 必要 | - | - | - | - | - |     |

補足： ②詳細調査は、異状が1つでも見つかった場合に必要有 但し 12)堆積物は除く  
③管内清掃は、8)・9)・10)・12)・他(異物等)が1つでも見つかった場合に必要有

|          |  |      |                                                                                                          |
|----------|--|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| DVDファイル名 |  | 特記事項 | 平面図略図<br>VU 200<br> |
|          |  |      |                                                                                                          |
|          |  |      |                                                                                                          |
|          |  |      |                                                                                                          |
|          |  |      |                                                                                                          |
|          |  |      |                                                                                                          |
|          |  |      |                                                                                                          |
|          |  |      |                                                                                                          |